

上田都市計画

(上田市)

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

長野県

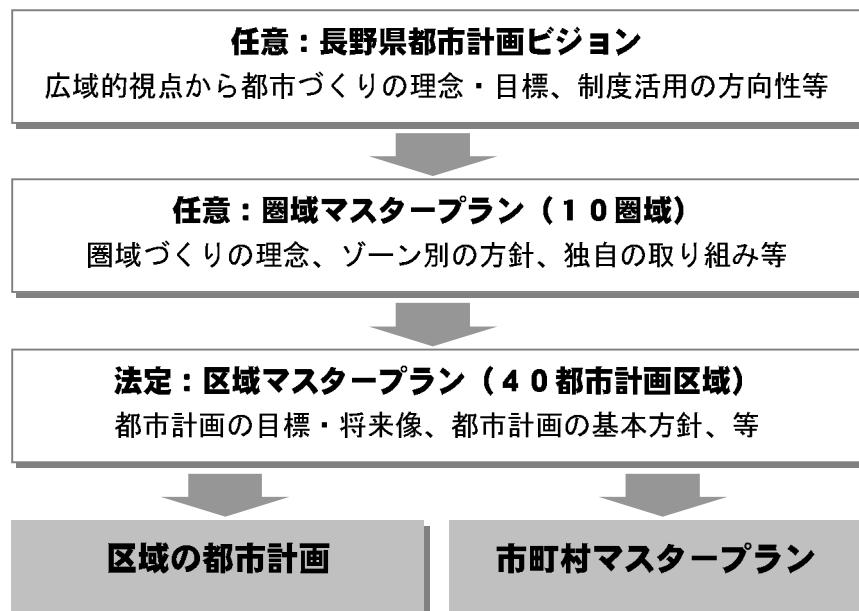
はじめに

1 都市計画区域マスタープランとは

すべての都市計画区域について、都道府県が「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」を定めることとされ、その内容は、以下の3つの事項とされました。

- ① 都市計画の目標
- ② 区域区分の決定の有無及び区分する場合はその方針
- ③ 主要な都市計画の決定方針

- 概ね20年後の都市の姿を展望しつつ、概ね10年後を目標年次としています。
- 県土全体を見据えた都市づくりの目標と方向性を示す「長野県都市計画ビジョン」と県土全体を10の圏域に分けた「圏域マスタープラン」を踏まえ、県が広域的な観点から定めております。



2 策定方法

地域別懇談会やニュースレター等により県民の皆様から意見をいただきながら策定した従前計画を基に、社会経済情勢の変化や地球温暖化への対応、市町村合併等を反映して見直し、都市計画法の手続きを経て都市計画決定されました。

【策定の経緯】

上田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定

事　項	時　期	備　考
地元説明会	平成 25 年 3月 1、2、4 日 3月 6 日	
公聴会のための素案の閲覧	平成 25 年 7月 22 日（月）から 平成 25 年 8月 9 日（金）まで	
公聴会 (都市計画法第 16 条第 1 項)	平成 25 年 8月 10 日（土）	公述申出なしにつき中止
関東地方整備局長事前協議	平成 25 年 11 月 7 日（木）	
市町村意見聴取 (都市計画法第 18 条第 1 項)	平成 25 年 11 月 8 日（金）	
市町村意見聴取回答	平成 25 年 12 月 4 日（水）	
関東地方整備局長事前協議回答	平成 25 年 12 月 4 日（水）	
計画案の公告 (都市計画法第 17 条第 1 項)	平成 25 年 12 月 12 日（木）	
計画案の縦覧 (都市計画法第 17 条第 1 項)	平成 25 年 12 月 12 日（木）から 平成 25 年 12 月 27 日（金）	意見書の提出無し
長野県都市計画審議会 (都市計画法第 18 条第 1 項)	平成 26 年 2 月 6 日（木）	
国土交通大臣本協議 (都市計画法第 18 条第 3 項)	平成 26 年 2 月 18 日（火）	
国土交通大臣本協議回答	平成 26 年 2 月 20 日（木）	
決定告示 (都市計画法第 20 条第 1 項)	平成 26 年 3 月 24 日（月）	

変更理由書

「上田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（以下、「上田都市計画区域マスター プラン」という。）は、上田都市計画区域を対象とした長期的な都市づくりの方向性を示すものとして平成16年3月に策定しました。

上田都市計画区域マスター プラン作成以降、約9年が経過していますが、少子高齢化・人口減少社会の到来、地球規模の環境問題への対応、東日本大震災を契機とした防災への関心の高まりなど、本都市計画区域をとりまく社会経済状況も大きく変化していることから見直しが必要になっています。

一方、上田都市計画区域を含む上小圏域は、地形的にも生活圏としても一体の圏域を形成しており、見直しにあたっては、一つの都市計画区域を越えた広域的な観点からの見直しが必要です。

都市計画区域については、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全するために適切な区域となるよう、将来的には都市計画区域の再編を検討していくことが必要ですが、当面、市町別に都市計画区域を指定している上小圏域の二つの都市計画区域マスター プランの見直しに際しては、上小圏域全体の広域的・共通的事項を明らかにすることが必要です。

こうしたことから、上田都市計画区域マスター プランの見直しにあたっては、上位計画として平成16年に策定した「上小圏域都市計画マスター プラン」や、平成23年度に実施した都市計画法第6条の規定に基づく「都市計画に関する基礎調査」の結果を踏まえながら、上小圏域全体に共通する課題を明らかにし、また、当該都市の発展の動向、当該都市計画区域の人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案しながら、主要な土地利用、都市施設等についておおむねの配置、規模等を示し、丸子都市計画区域を統合した上田都市計画区域について、一体の都市としての整備、開発及び保全を図るため、次のとおり変更するものです。

< 都市計画区域マスタープラン目次 >

1. 上小圏域の現状と課題

(1) 圏域の現状	1
(2) 圏域の主要課題	10

2. 上小圏域の都市計画の目標

(1) 圏域の基本理念	12
(2) 将来都市構造	14

3. 都市計画の目標

(1) 都市計画区域の現状と課題	18
(2) 都市計画区域の範囲と目標年次	19
(3) 都市づくりの基本理念	19
(4) 地域毎の市街地像	20

4. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

(1) 区域区分の決定の有無	24
(2) 区域区分の方針	26

5. 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	27
(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	31
(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	37
(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	37

上田都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

上田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

1. 上小圏域の現状と課題

(1) 圏域の現状

上小圏域は、長野県の北東部に位置し、上田市、東御市、長和町、青木村の2市1町1村で構成され、周囲は、四阿山、烏帽子岳、美ヶ原高原などの2,000m級の山々に囲まれ、中央部に千曲川が流れる盆地地形であり、風光明媚で気候も比較的穏やかとなっている。

このような自然環境の下、豊富な観光資源にも恵まれ、平成8年には上信越自動車道上田菅平IC、東部湯の丸ICが開通し、また、平成9年に上田駅が開業した北陸新幹線は、平成27年には北陸地方への延伸が予定されている。これらの広域的な交通アクセスの整備を活用した観光リゾート地としての発展を通じて、定住や地域活力の向上が期待されている。

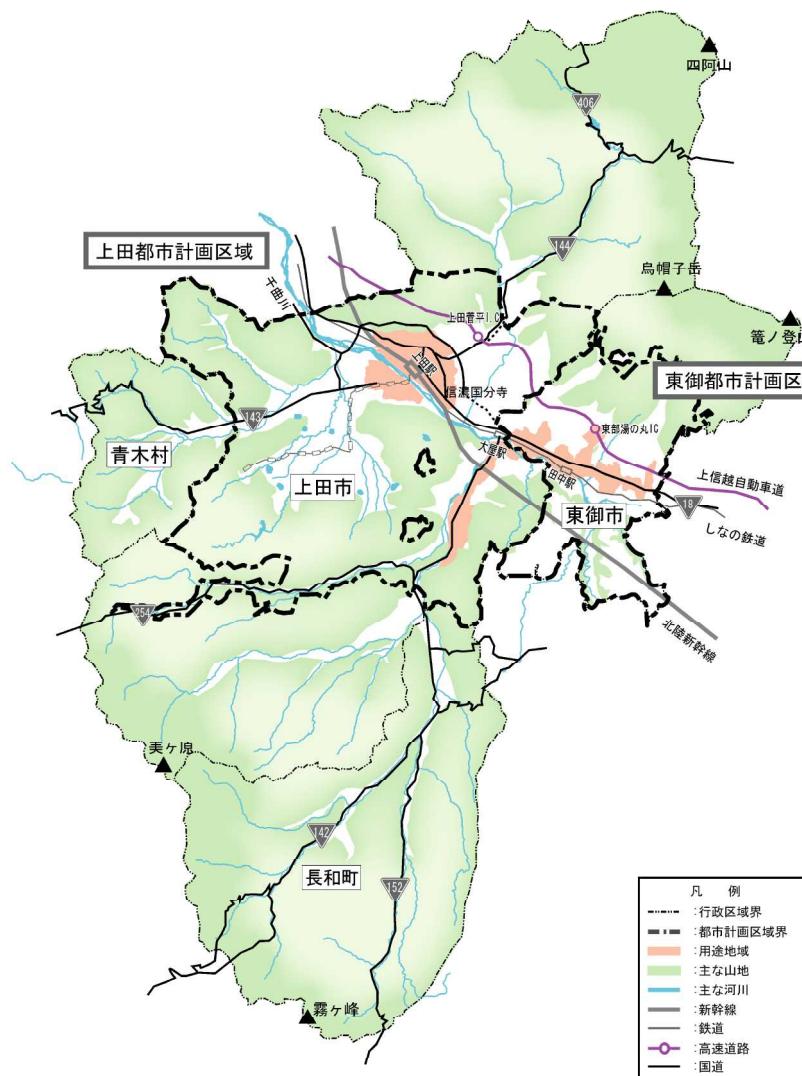


図 上小圏域の地勢

ア 人口の動向

圏域人口は、平成 12 年の 21 万人をピークとして減少傾向が続いており、おおむね 20 年後の平成 42 年には、平成 22 年に対して 14% 減の約 17 万人にまで減少することが見込まれている。

圏域内の人口分布をみると、上田市、東御市の市街地に人口が集積しているほか、一般国道 152 号などの幹線道路沿道に沿って分布している。

一方、人口減少とともに高齢化の進行も顕著となっており、平成 22 年現在の圏域の高齢化率は約 30% と長野県平均よりも高く、特に山間部の集落等で高齢化が急速に進んでいる。

また、上田市、東御市では、都市計画区域内に市全体人口の約 9 割が居住しているが、上田都市計画区域においては平成 12 年、東御都市計画区域では平成 17 年をピークに減少傾向となっている。

長和町、青木村は圏域人口の約 7% を占めているが、減少傾向が続いているが、昭和 55 年に比べて長和町では 45% 減少、青木村では 37% 減少している。

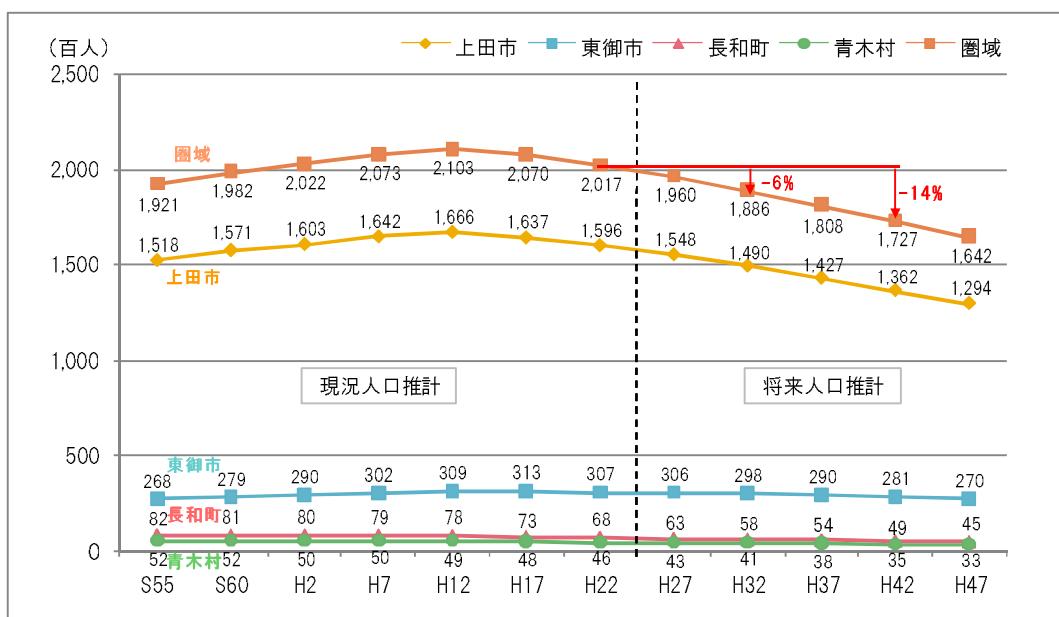


図 圏域内の市町村別人口の推移と今後の見通し

出典： S55～H22 は国勢調査の実績値、H27 以降は国立社会保障人口問題研究所の推計値

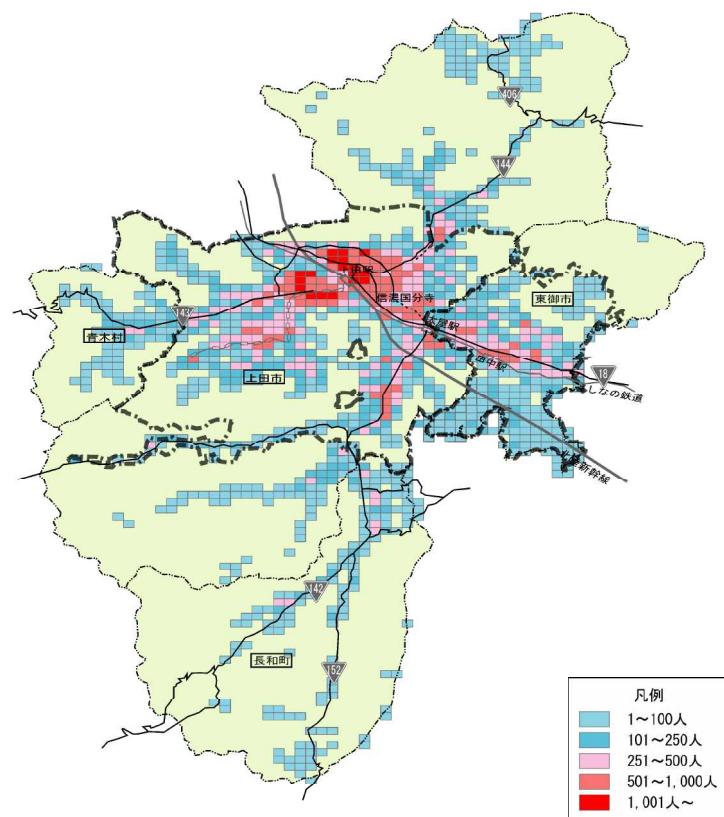


図 人口分布の状況

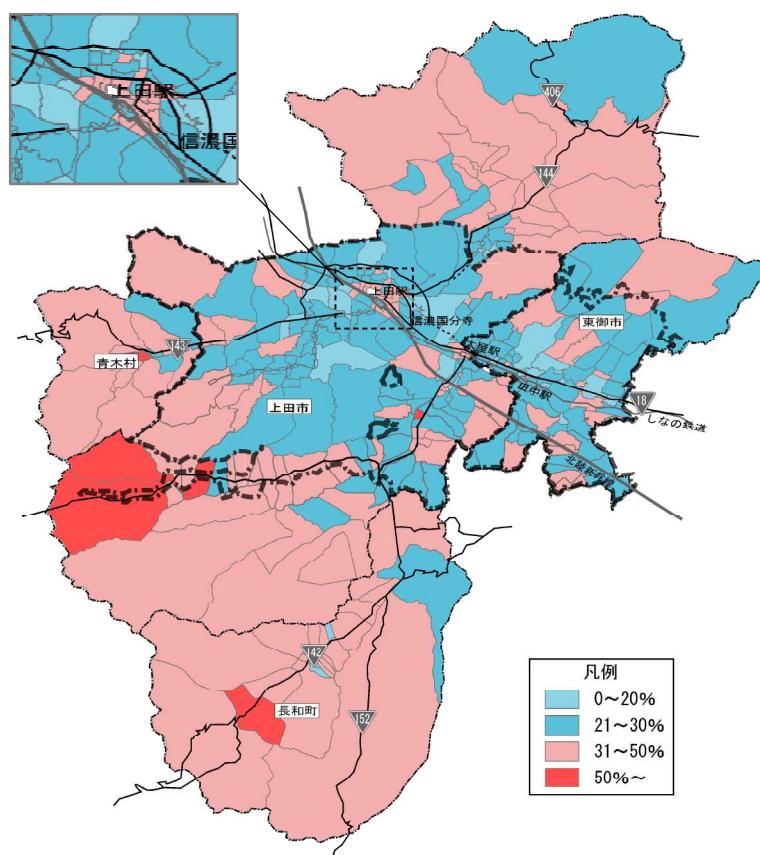


図 高齢化率の分布状況

出典：H22 国勢調査、

イ 産業の動向

産業の動向では、商業・工業とも横ばいから停滞傾向で推移している。圏域内には輸送用機器関連企業などを中心に進出が見られ、工業団地等の整備も進められているが、世界同時不況の影響などにより、製造品出荷額は伸び悩んでいる状況となっている。

また、各市町の中心市街地では空洞化が進み、空き家のほか空き店舗や空き事務所なども目立つようになってきている。

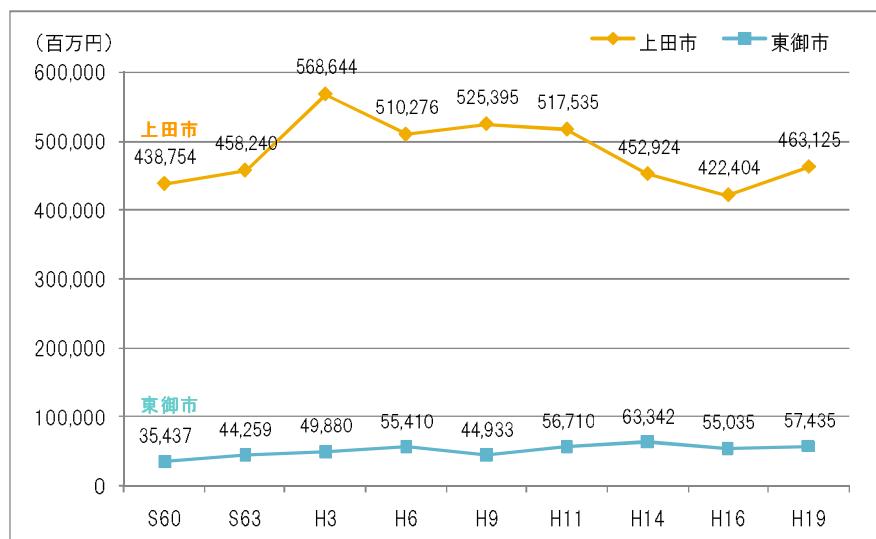


図 商業販売額の推移

出典：商業統計調査

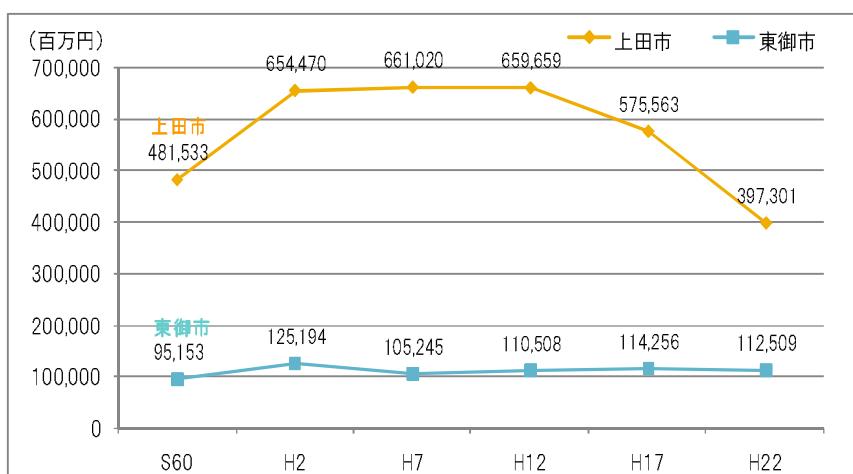


図 製造品出荷額の推移

出典：工業統計調査

ウ 市街化の動向

土地利用の変化では、上田市、東御市の市街地において一般国道18号沿道での宅地化が進行し、用途地域周辺への市街地の拡大がみられ、幹線道路沿道のほか、集落地の周辺などにおいても、宅地化が進んでいる。

また、農地転用状況では、上田市、東御市とも用途地域内に比べ用途地域外での転用件数が多く、市街地の外延化が進行しており、特に東御市では近年、用途地域外での増加が顕著となっている。

長和町、青木村では、人口が年々減少していることもあり、宅地化の進行はみられない。

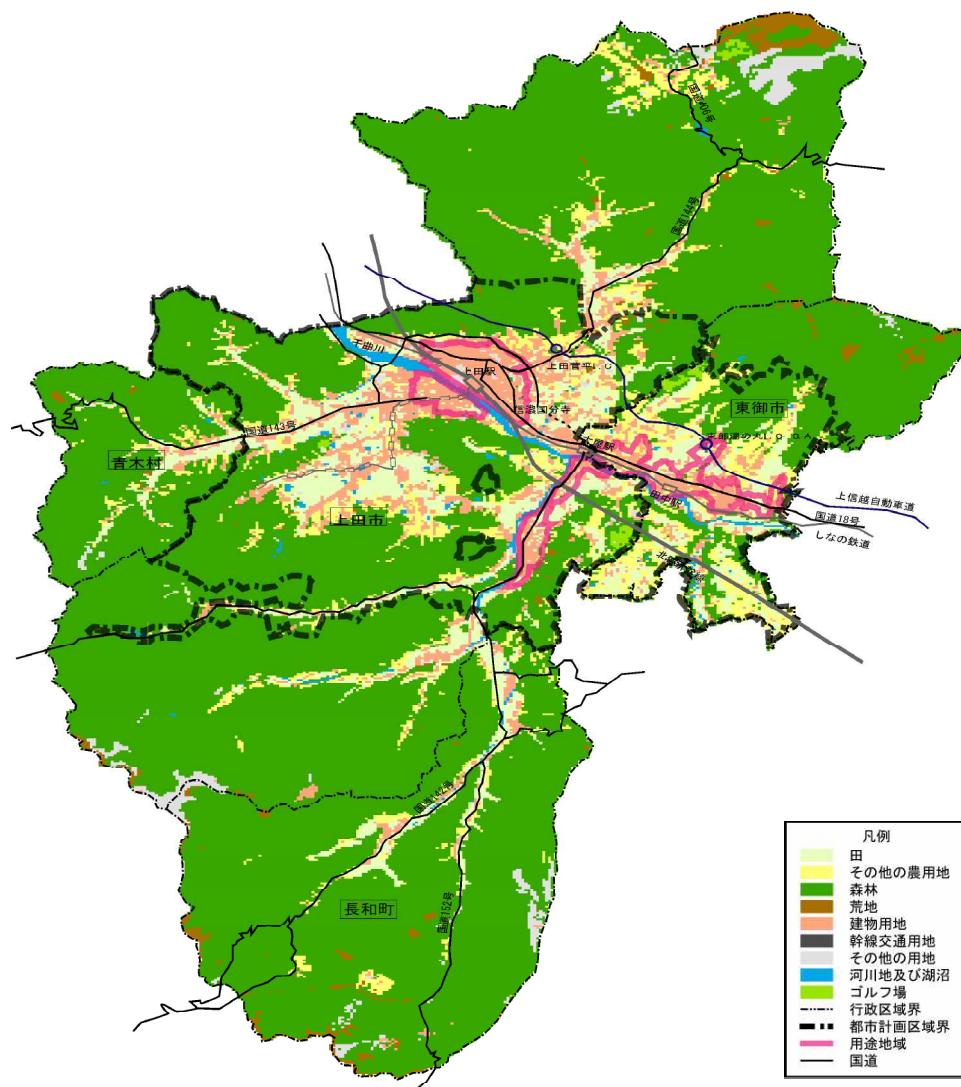


図 土地利用現況図（平成 21 年）

出典：国土交通省 HP（国土数値情報ダウンロードサービス）

工 都市整備の動向

道路整備では、一般国道18号の渋滞緩和を目的として、バイパス整備が進められており、上田市と東御市を結ぶ東西軸の強化が図られているが、圏域を南北に結ぶ道路は脆弱であることから、南北軸の強化が必要となっている。

一方、圏域内の移動は自動車交通が主になっているが、今後の高齢化社会を見据えるとバス等公共交通サービスが必要となっている。しかしながら、山間地域などでは、鉄道やバスのサービス水準は十分ではないことから、公共交通サービスの充実に向けた取り組みが必要となっている。

また、上田市、東御市とも都市公園の整備は進められているものの、都市相互の交流の場となる広域的性格を有する公園は少ない状況にある。

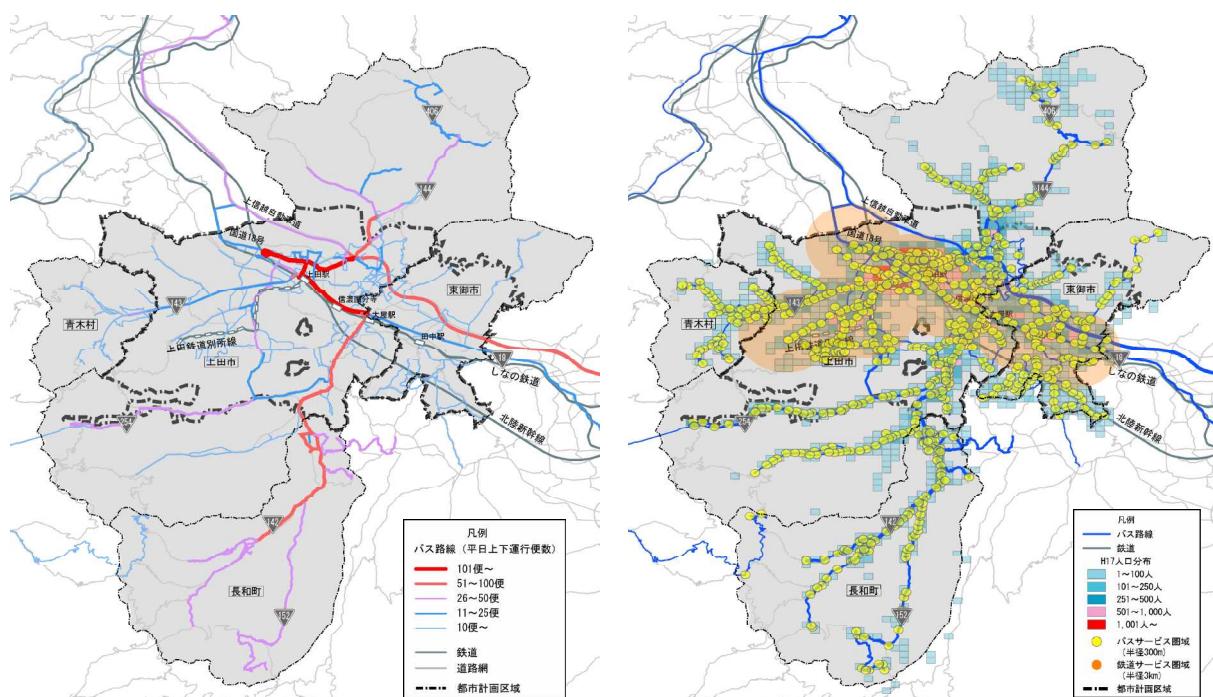


図 鉄道・バスのサービス水準(左図)とサービス圏域の状況(右図)

出典：バス路線は国土交通省 HP(国土数値情報ダウンロードサービス)、

人口分布(500m メッシュ)はH17国勢調査

才 観光の動向

圏域内は豊かな自然環境のほか、別所温泉や田沢温泉などの温泉地、上田城跡や菅平高原、美ヶ原高原などの著名な観光資源にも恵まれている。しかし、観光客数は、歴史ブームなどにより一部の観光地に増加が見られたものの、全域では減少傾向にあり、観光消費額の低迷に対する対策が必要となっている。

また、観光地への交通アクセス環境の改善や各観光地間の連携による周遊性の強化への取り組みや、上小圏域としてまとまった情報発信を図るなど、ソフト面での対策も求められている。

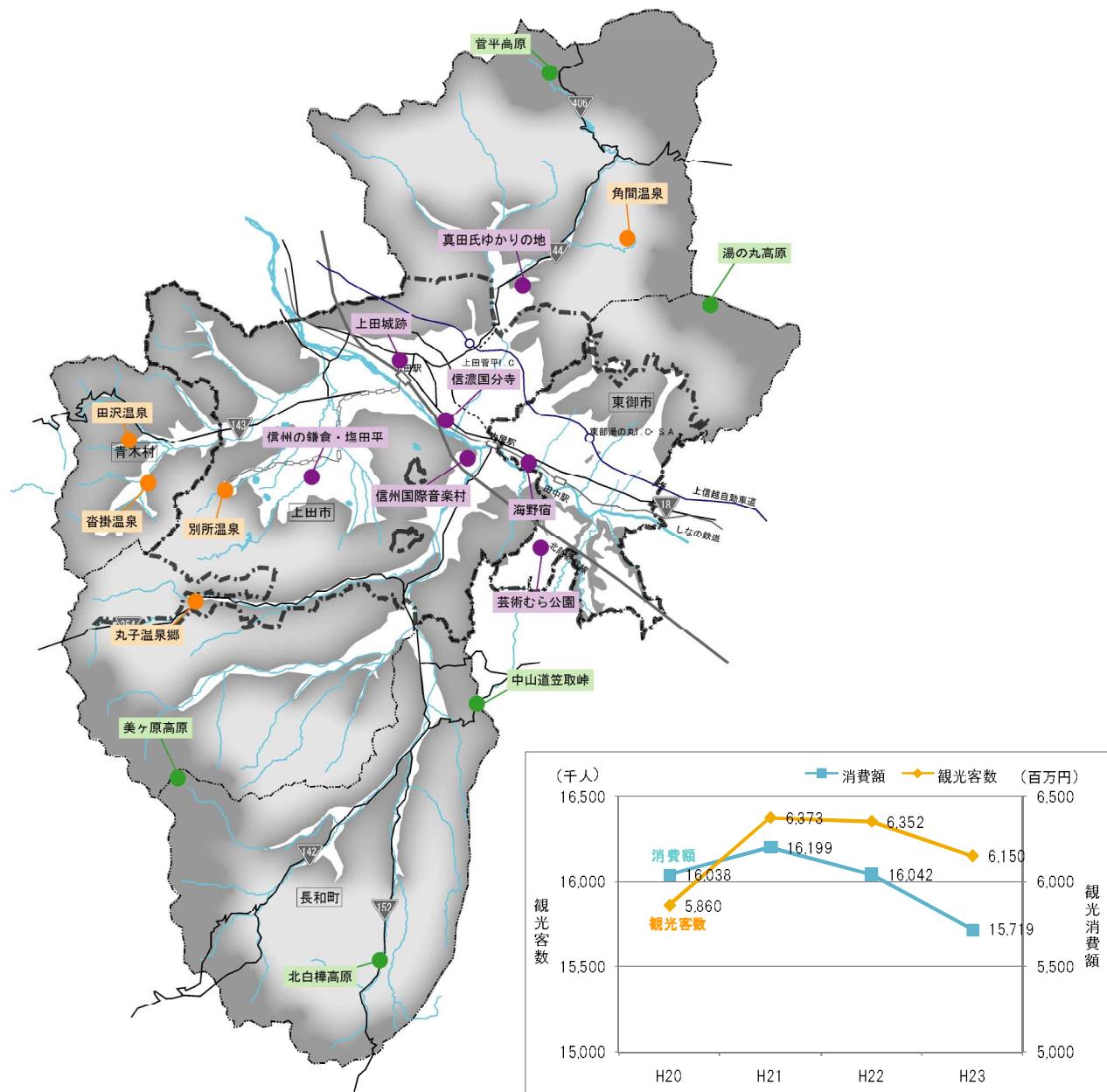


図 主要な観光地の分布と観光客数及び観光消費額の推移

出典：観光地利用者統計調査結果

力 自然環境

圈域は、四阿山や烏帽子岳、美ヶ原高原をはじめ、豊かな自然環境を有する山地に囲まれており、これらの山地部分の多くは、自然公園区域や保安林等に指定され、その自然環境が保全されている。

また、山地の谷筋や河川沿いに広がる農地は、その多くが農用地区域の指定を受けている。

圈域内には観光資源のほか、歴史・文化資源や良好な景観を構成する自然環境なども多く分布していることから、これらの資源を保全するとともに、観光資源として活用し、地域の活性化につなげていくことが必要となっている。

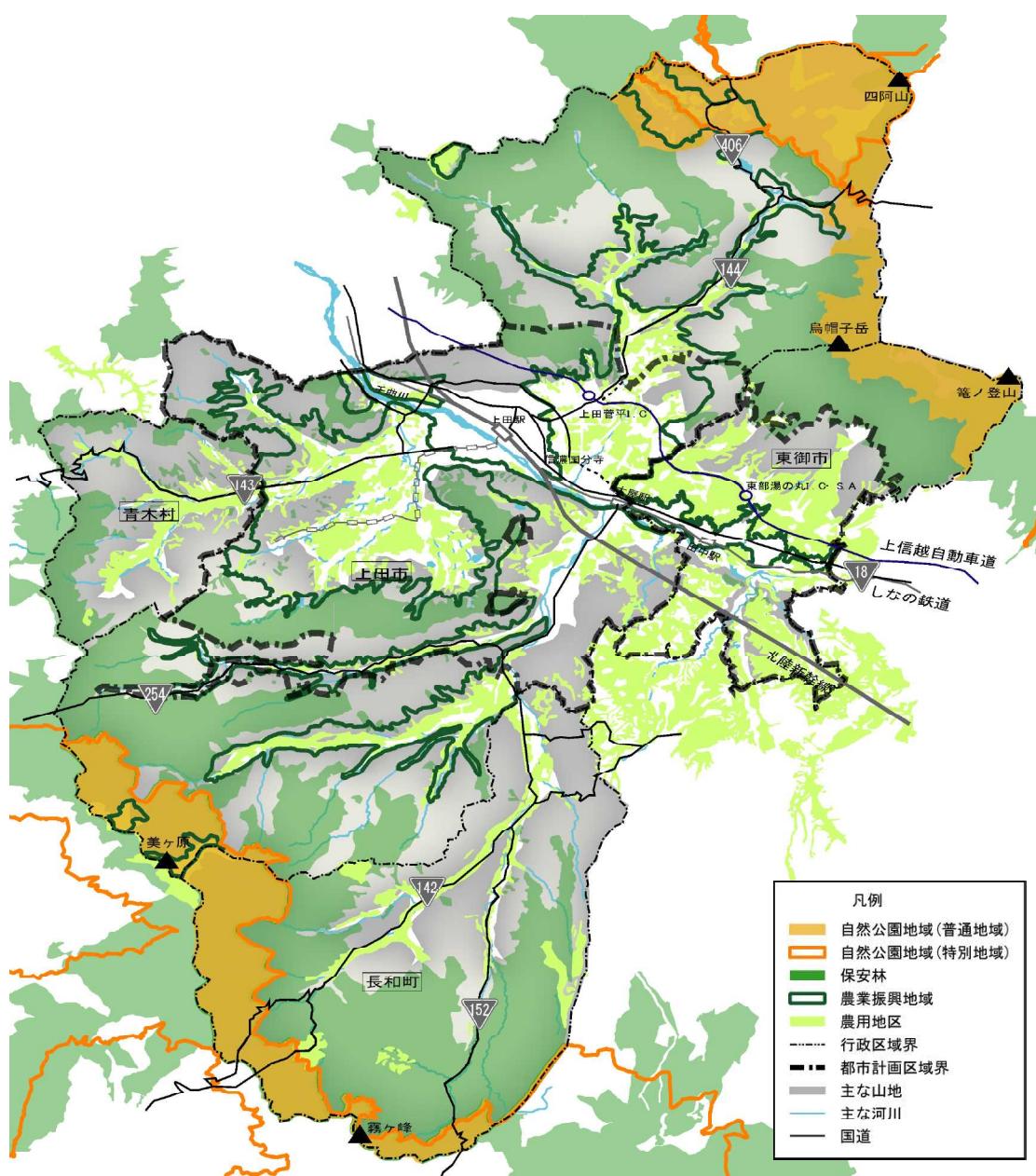


図 自然関連法の指定状況

出典：国土交通省 HP（国土数値情報ダウンロードサービス）

キ 災害

上小圏域では豊かな自然環境に恵まれている反面、豪雨などによる土砂災害や水害の発生が懸念されている。特に、宅地化が進む河川近傍や山麓付近での宅地開発では、災害の発生が懸念されることから、開発の適正な誘導と規制が必要となっている。

また、平成 23 年に発生した東日本大震災のような地震被害も懸念される。圏域内に地震被害が想定されるような活断層は確認されていないものの、圏域周辺には牛伏寺断層を含む糸魚川－静岡構造線や信濃川断層帯などの存在が確認されており、地震発生による土砂崩れや家屋の倒壊などの被害や災害に対する対策が必要となっている。

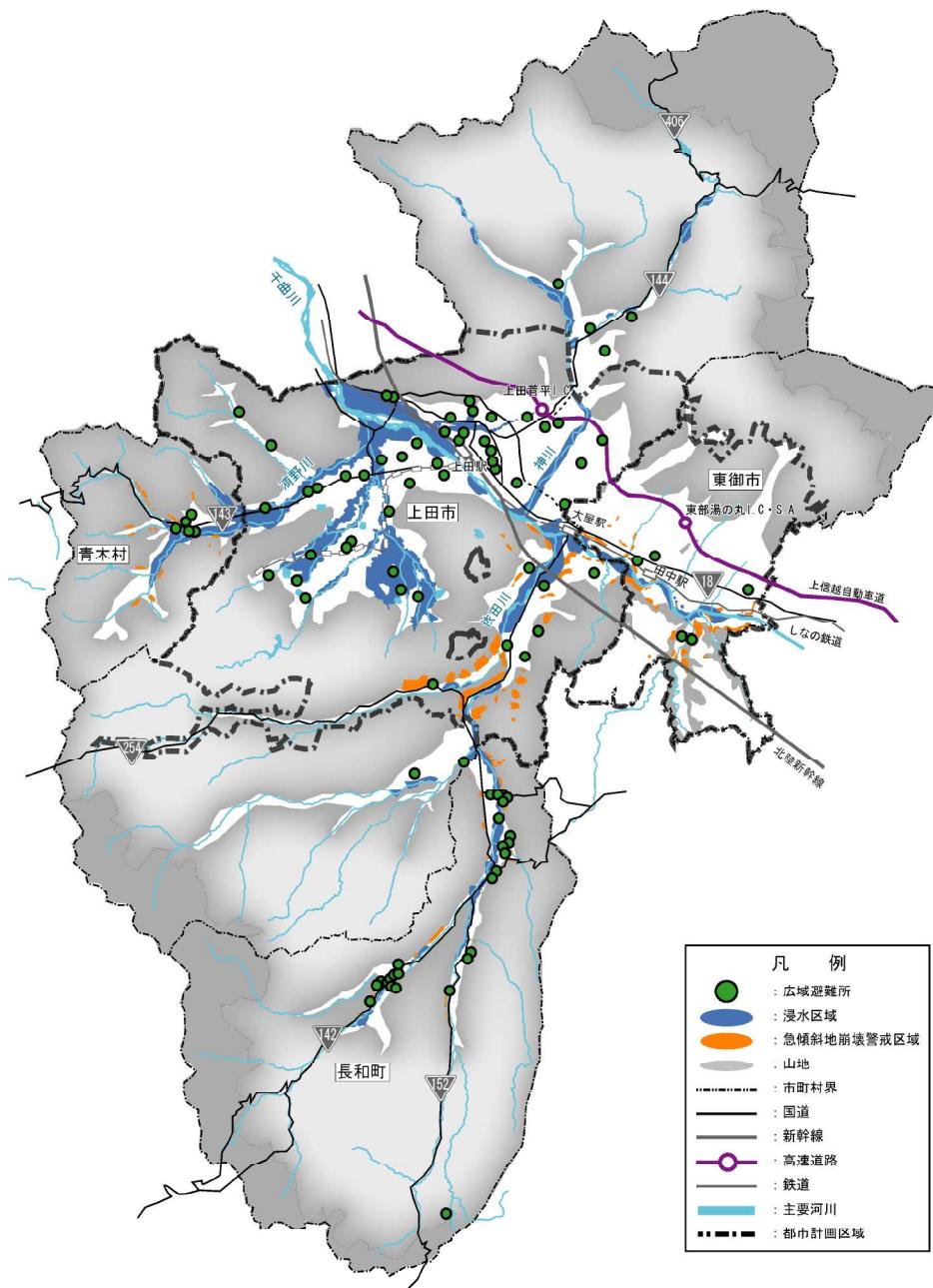


図 災害危険区域及び広域避難場所の分布

出典：各市町ハザードマップより

(2) 圏域の課題

前述の上小圏域の現状や、近年の都市を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、上小圏域全体にわたる広域的・共通的課題を次のように整理する。

ア 地域活力の維持向上

- ◇中山間集落における地域コミュニティの維持に向け、生活基盤整備や交通サービスの確保などによる居住環境や利便性の向上（定住の促進と人口流出の抑制）
- ◇定住を促すための交通利便性（サービス水準）の確保と、公共交通基盤の強化

イ 集約型の都市づくりの推進

- ◇コンパクトな市街地を形成し、環境負荷の低減に寄与する低炭素都市を実現するため、商業・業務など都市機能の再編・再配置、まちなか居住の推進
- ◇中心商業・業務地でのぎわいの創出、また既成市街地などに点在する歴史・文化資源への集客力を高め、観光振興を図るための回遊ネットワーク機能の強化

ウ 秩序ある土地利用の誘導

- ◇都市計画区域縁辺部における無秩序な市街化の抑制と、計画的な市街地形成に向けた土地利用規制による誘導
- ◇田園環境や農林業環境の保全・振興を図るとともに、無秩序な市街地拡大を抑制するための適切な開発誘導と規制の実施
- ◇環境保全と市街化を明確にした土地利用規制の構築
- ◇幹線道路沿道などの宅地化が進行している市街地において、都市基盤整備の推進による居住環境の確保や改善

エ 良好な自然環境の保全と活用

- ◇都市居住者や来訪者との交流を促進するための農業生産基盤の活用
- ◇既成市街地ゾーンの身近な自然環境や歴史・文化資源を利活用するための田園里山景観の保全
- ◇森林、清流などの自然環境の保全と、学習・体験型観光の場となる資源として、農林業基盤を含めた利活用の促進と観光拠点の形成
- ◇圏域内の人々の暮らしや産業を支えるための水源涵養
- ◇自然環境を基盤とした観光地としての魅力向上と、主要観光地周辺における無秩序な開発の抑制

オ 災害に対する備えの強化

- ◇土砂災害への対応のほか、建物の耐震化や不燃化の促進、地域の孤立化の解消など地震災害に対する取り組みの強化

力 道路ネットワークの整備による都市活力の向上

- ◇広域交流ネットワークや地域道路網の整備に合わせ、周辺の農業環境や自然環境と調和した市街地整備の推進
- ◇都市基盤整備や道路ネットワーク整備などの産業支援による都市活力の向上
- ◇広域交流や地域間交流を促進する南北ネットワークを形成する道路網の強化
- ◇自然環境調和ゾーンと既成市街地ゾーンをつなぎ、連携させる中間領域における地域道路網の整備促進
- ◇観光業の活性化のための農林業や商業など業種間の連携と、アクセス道路の整備促進

2. 上小圏域の都市計画の目標

(1) 圏域の基本理念

上小圏域の主要課題を踏まえ、都市づくりの目標として、上小圏域の将来像と基本理念を次のように設定する。

〈将来像〉

豊かな自然環境に配慮し、歴史・文化資源を活かしながら
活力あるまちづくりを進めよう

圏域の将来像を踏まえ、今後の地域づくりの基本理念を次のように定める。

【基本理念 1】少子高齢化に対応した人にやさしい地域生活圏づくり

◇誰もが利便性の高い生活を享受できる効率的な生活空間の形成

人口減少や少子高齢化が進むなかで、まちなかや集落地など、地域活力の維持が危惧されている。地域の活動を維持するためには、そこで暮らす人々の生活を支えながら、定住人口を維持するとともに、新たな人口定着を促すことが必要である。このため、誰もが利便性が高く、快適な暮らしを享受できる生活環境の形成に向けた取り組みを進める。

◇広域的な交流・連携と地域内での効率的な土地利用を支えるための交通体系及び高度情報網の構築

人やモノなど広域的な交流が進むなかで、効率的かつ効果的な行政サービスを行うためには広域的な連携が必要となっている。このため、これらの交流や連携を支援する広域、また地域内の交通体系や情報連絡網の構築に取り組む。

◇協働による安全・安心な地域づくり

これからの中では、行政と住民、また、住民がともに協力し合い、助け合いながら安全で安心できる地域づくりを進めていくことが必要である。このため、住民への積極的なまちづくりの情報提供を行い、その必要性への理解を深め、まちづくりへの積極的な参加を促すとともに、住民自らが主体となって進めることができる仕組みづくりに取り組む。

【基本理念 2】自然と共生する魅力ある地域生活圏づくり

◇自然環境や歴史・文化資源及び風土に配慮し、これらに溶け込む質の高い住環境の整備

本圏域の特徴として、豊かな自然環境と歴史・文化に根ざした風土があげられる。豊かな自然環境は、人々の暮らしにうるおいや安らぎを与えるとともに、多様な生物の営みを育んでいる。これらの自然環境に配慮するとともに、これまで培われてきた歴史や文化を継承していきながら、一体となった質の高い居住環境の整備を進める。

◇無秩序な開発や自然災害の発生から地域を守るために農地や山林の維持・保全

山林や農地などは、日常生活を支え、うるおいや安らぎ、また、多様な生物の営みを育むとともに、それらが持っている貯水や遊水などの防災機能により、自然災害の発生から地域を守る役割を担っている。一方で、生活の利便性の向上などに伴い、都市化が進むことにより、こうした環境が徐々に失われ、地球温暖化やヒートアイランドなどの環境問題の要因ともなっている。

このため、これらの自然環境が有する快適環境形成や生物多様性保全などの多面的機能を最大限發揮させながら、都市と自然が一体となった環境を形成するために、無秩序な開発の抑制や、山林・農地の適切な維持・保全を図る。

◇地域の生活を支え、うるおいをもたらす地域水系及び水源涵養林の維持・保全

自然環境が有している土砂災害防止機能や水源涵養機能は、災害から地域を守るとともに、地域の生活を支え、また、うるおいをもたらすことから、地域水系や水源涵養林の維持・保全に努める。

【基本理念 3】自然環境及び先端技術を活かした活力ある地域産業構造の形成

◇農業、商業・業務、工業の活力再生と、これらを維持・推進するための拠点配置

地域の活力を維持し、持続するためには、定住人口を増加させるとともに、それに寄与する活力ある産業の存在が必要不可欠である。このため、農業、商業、工業など地域を牽引する産業拠点を適切に配置し、都市基盤などの周辺環境整備を推進し、産業の活力再生に取り組む。

◇地域における主要な観光地を結ぶ周遊型観光や自然学習など、多様で魅力ある観光産業の支援

地域には豊かな自然環境のほか、歴史・文化資源などの観光資源が多く存在している。これらの資源を活用し、主要な資源を結ぶ周遊型観光や、自然学習・農業体験などの滞在型観光など、多様で魅力ある観光産業の展開を支援していくため、交通ネットワークなどの環境整備を進めるとともに、地域資源の保全に努める。

(2) 将来都市構造

圏域の将来像を実現し、基本理念に沿った地域づくりを進めるために、都市構造を次のように設定する。

ア 拠点

(ア) 広域商業・業務拠点

上小圏域の中心商業拠点にふさわしい、広域的な機能を有する商業・業務空間の形成をめざし、中心商業・業務機能の再編や再配置を誘導するとともに、まちなか居住を促進するための市街地整備や、都市基盤整備を進め、歴史・文化資源と一体となった都市空間の形成を進める。

(イ) 地域商業・業務拠点

広域商業・業務拠点と連携しながら、地域の中心となる商業・業務機能をはじめ、多様な機能の集積や再配置を誘導する。

(ウ) 広域交流拠点

上小圏域の玄関として、また、地域住民と来訪者が交流する空間として、情報発信機能や滞在機能の充実を図る。

(エ) 広域防災・緑空間拠点

広域的な防災拠点として、また、地域住民が交流しあう舞台となる空間としての整備を進める。

(オ) 生産・開発・研究拠点

上小圏域の研究開発・産業基盤として、基幹産業の転換や高度化を図る。

イ 連携軸（ネットワーク）

(ア) 地域間連携軸

長野県外を含めた人、モノ、情報等の地域間交流・連携を推進するとともに、県内の他地域と上田、東御の中心拠点を結ぶ広域連携軸として都市活動を支援する。

(イ) 地域内連携軸

地域間連携軸と一体となり、地域内の各ゾーン間の移動や交流、中山間地域の集落や観光地と中心拠点との連携を図り、日常的な地域内の活動を支援する。

(ウ) 水・緑の軸

千曲川や依田川などの河川を対象として、憩いや安らぎ、水辺空間における地域住民向けのアメニティ機能^{*1}の向上を図る。

*1：河川の良好な水辺環境を活かし、散策路やサイクリングロード、高水敷のスポーツ利用などにより得ることのできる心地よさや快適性など。

ウ 土地利用

(ア) 既成市街地ゾーン

- ・既成市街地の魅力を高め、コンパクトな市街地を形成していくために、都市基盤整備の推進、都市機能の集積や再編、再配置を進めるとともに、まちなか居住を促進するための良好な居住環境の形成を図る。
- ・既成市街地に点在する歴史・文化資源の保全を図るとともに、観光産業振興の有用な資源として、これらを活用していくために、観光に寄与するネットワークの形成を図る。
- ・中心商業・業務機能の再編・集積を進め、圏域、また地域の中心となる商業地として、その機能の維持・増進を図る。

(イ) 中心市街地・商業地ゾーン

- ・歴史・文化資源の保全と利活用、また、良好な居住環境及び商業環境の形成を両立させるとともに、これらを支えるための都市基盤整備を進め、魅力ある都市型市街地の形成を図る。
- ・地域間及び地域内連携軸の沿道においては、居住環境や農業環境に配慮しながら、広域的なポテンシャルを活かした商業・業務機能の集積を進める。
- ・既成市街地内に点在する歴史・文化資源の保全を図るとともに、これらを活用し、観光産業の振興に寄与する回遊ネットワークの形成を図るために、交通基盤などの整備を進める。

(ウ) 農業・里山ゾーン

- ・農業生産基盤の維持を図るために、関係機関との連携により、優良農地などの保全、耕作放棄地の抑制や利活用に努める。また、地域コミュニティの維持に向けて、既存集落等における都市基盤整備を進める。
- ・生産基盤としてだけでなく、優良な自然環境としての農地、地域に点在する歴史・文化資源、特色ある景観などを活用しながら、個性的で魅力ある地域づくりを進める。
- ・都市居住者にとって身近な自然環境として、田園居住空間との調和、また、良好な景観の保全を図ることによりその魅力を高めるとともに、地域住民と来訪者がふれあえる空間の形成を目指す。

(エ) 集落地帯ゾーン

- ・地域コミュニティの維持を図るために、定住人口の確保に向けた都市基盤整備等を進める。
- ・幹線道路沿道など宅地化が進行しているエリアや、既存の集落が分布しているエリアにおいては、都市基盤整備と開発規制を適正に組み合わせることにより、市街化との調和を図り、良好な居住環境の確保に努める。

(才) 自然環境調和ゾーン

- 既成市街地ゾーンや農業・里山ゾーンの生活を支えるとともに、良好な都市環境を維持するために、森林の保全を図るとともに、水源涵養や生物多様性保全などの多面的機能の確保に努める。
- 農業生産基盤の強化をめざし、優良農地などの維持増進や、耕作放棄地の抑制に努力するとともに、生活基盤整備などによって居住環境を向上させ、地域コミュニティの維持を図る。
- 自然環境や農村環境、歴史・文化資源、景観など特色ある地域の資源を活用しながら、個性的で魅力ある地域づくりを進める。

(カ) 自然公園ゾーン

- 無秩序な開発を抑制しながら、自然環境の保全に努めるとともに、観光資源として利活用することにより周遊・滞在・体験型観光を推進し、地域住民と来訪者との交流を図るための舞台づくりを進める。

(キ) 別荘地ゾーン

- 豊かな自然環境と共生した良好な別荘地環境を維持増進し、別荘地としての魅力を高める。

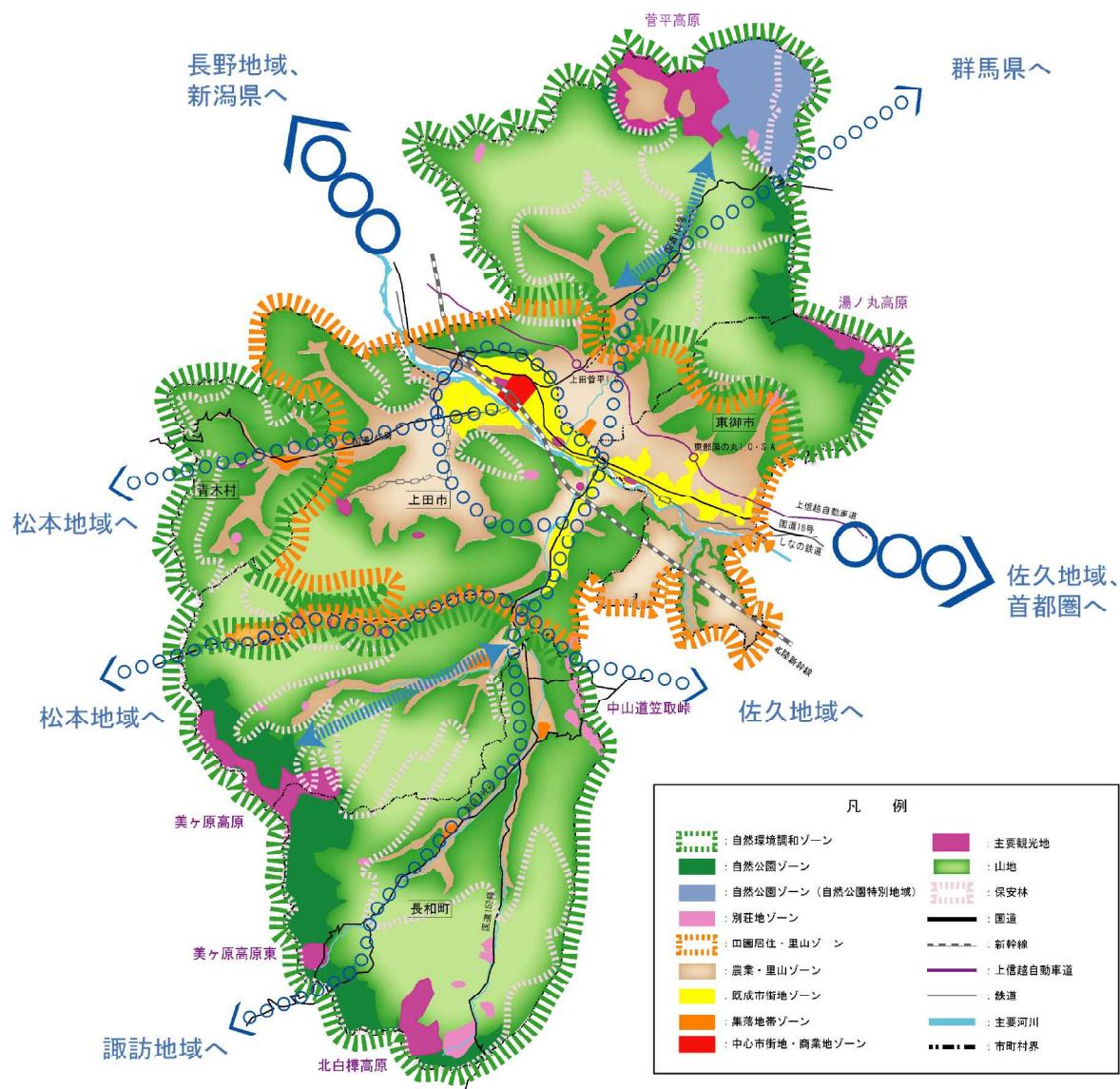


図 上小圏域の将来都市構造

3. 都市計画の目標

(1) 都市計画区域の現状と課題

ア 都市計画区域の現状

上田市は、長野県の東部に位置し、菅平高原、美ヶ原高原をはじめとした雄大な自然に囲まれており、市の中央部を東西に流れる千曲川などの河川沿いに広がる平坦地や丘陵地帯には、市街地や集落地が形成されている。

区域内の人口動向では、都市計画区域内人口は平成12年をピークに減少に転じ、特に高齢化の進行が顕著な中山間地域では、地域コミュニティの維持が問題となっている。

産業面では、工業では世界的な不況の影響もあり、製造品出荷額は減少、または停滞傾向が続いている、観光面でも、イベント等による一時期の観光客数の増加はみられたものの、以降は横ばいや減少傾向が続いている。

イ 都市計画区域の課題

現状等を踏まえ、都市づくりの課題は次のように整理される。

(ア) 集約型のまちづくりの推進

市街地の空洞化の一方で、市街地の周辺や都市計画区域外での無秩序な市街地の拡散を抑制するために、土地利用の規制・誘導を図るとともに、集約型のまちづくりを進め、持続可能で環境負荷の低い都市づくりを進めていくことが必要となっている。

(イ) 道路ネットワークの充実と交通環境の整備

広域化する人やモノの移動、都市間の交流を支え、豊かな自然環境や歴史・文化などの地域資源を活用するため、広域交通やそれに接続する地域内幹線などの交通ネットワークを充実することが必要である。

また、誰もが安全で安心して利用しやすい交通環境を整備し、公共交通の利便性向上や利用促進を図ることで、環境負荷の低い都市づくりに取り組むことが必要である。

(ウ) 地域資源の保全と継承

良好な自然環境や歴史・文化資源などは、次世代に引き継ぐべき地域資源として保全を図るとともに、都市づくりに活用しながら、低炭素社会の実現に向けて、自然環境と調和し、共生する都市づくりが求められている。

(エ) 安全・安心な地域づくり

近年、多発する土砂災害や風水害、震災などに対し、災害時に対応可能な道路や公園などの都市基盤整備など、都市の防災性を高めることが必要である。

さらに、少子高齢化が進む中で、地域コミュニティの維持や日常生活の利便性の確保、防災への取り組みなど、誰もが安全で安心して暮らせる地域づくりが求められている。

このため、上田都市計画区域の広域的な位置づけを踏まえたうえで、都市計画の目標とその実現に向けた基本的な方針を以下に示す。

(2) 都市計画区域の範囲と目標年次

ア 都市計画区域の範囲

- ◆都市計画区域の名称：上田都市計画区域
- ◆対象市町村 : 上田市
- ◆範 囲 : 上田市の一部

イ 目標年次

おおむね 20 年後の都市の姿を展望した上で、おおむね 10 年間の都市計画の基本的な方向を定めるものとする。

- ◆都市計画の基本的な方向 平成 42 年
- ◆都市施設などの整備目標 平成 32 年（中間年 平成 27 年）

(3) 都市づくりの基本理念

上田都市計画区域において、地域の課題を解消しつつ、都市づくりを進めていくために、都市づくりのテーマと目標を次のように設定する。

地域の個性が輝く生活快適都市 “上田”
～魅力あるふるさと 活気ある交流 風格ただようまち～

基本理念に掲げた都市の実現に向けて、都市づくりの目標を次のように定める。

ア 利便性の高い都市の形成

人口減少や高齢化が進み、都市の活力の減退が見込まれるなかで、都市を持続していくためには、利便性の高い集約型の都市構造を実現していくことが必要である。このため、市街地の拡散を抑制しながら農山村地域との連携を図り、自然環境との共生を進めるとともに、都市機能の再編や集約、計画的な生活基盤整備を進め、地域の特色や個性を活かしながら、一体の都市としての土地利用の展開を図る。

イ 多様な地域資源の活用

人々の共有の財産として自然環境を保全し活用するとともに、歴史・文化などの地域資源とあわせて、上田らしさを継承する風格のある景観保全と育成を図る。また、本区域の発展を支える産業基盤を充実するとともに、地域資源を活かした観光・交流の場の充実や連携により、交流とにぎわいの空間の創出を図る。

ウ 安全に、安心して暮らせる都市の形成

近年、多発する地震や局地的な集中豪雨などによる洪水、土砂災害などに備え、防災対策を計画的に進め、都市施設やライフラインの機能強化を図る。

また、高齢者や子ども、障がい者など、誰もが安全で安心して暮らせる環境づくりとして、道路、公共交通などの整備を促進するとともに、人と自然にやさしい環境の保全と資源循環型社会の構築を目指す。

(4) 地域ごとの市街地像

都市づくりの基本理念を実現するための市街地像を、以下のように定める。

ア 既成市街地ゾーン

(ア) 都市型居住エリア

a 一般住宅地

- ・環境負荷の軽減に配慮しながら、周辺の歴史・文化資源、地形的な特性を活かした質の高い居住空間の形成を図る。
- ・若者や高齢者などの様々なライフスタイルに対応し、都市活動を支えるための人にやさしい都市施設の整備を進め、生活利便性の高い住環境の形成を目指す。

b 沿道居住・業務地

- ・一般国道18号などの幹線道路沿道においては、周辺環境に配慮しながら、居住機能と商業・業務機能が複合した空間の形成を図り、地域のにぎわいや活性化を促進する。

(イ) 中心市街地・商業地エリア

a 中心商業・業務地

- ・上田中心市街地において、行政・業務・商業機能など様々な都市機能の集積や充実を図る。
- ・まちなか居住を促進させる市街地整備や都市基盤整備を進めるとともに、城下町としての歴史・文化資源が身近に感じられるような都市空間の形成を進める。

b 地域交流拠点

- ・行政機能や都市機能が集積する地域自治センター周辺では、地域の生活利便性の向上や地域活動を行うための環境整備を進め、都市機能が充実した拠点の形成を図る。

イ 田園居住・里山ゾーン

(7) 既存集落エリア

a 集落地等

- ・一般国道18号バイパスなどの幹線道路沿道等で市街化が進行しているエリアにおいては、都市基盤整備と開発規制を適正に組み合わせながら、都市型居住エリアとの共生を図る。
- ・一般住宅地周辺や山間地に展開する集落地については、優良農地など周囲の自然環境との調和を図りながら、生活環境基盤整備を進め、集落環境の保全を図る。

b 複合利用地

- ・主要幹線沿道や交通結節点においては、周辺環境に配慮しつつ、情報発信機能や滞留機能の充実を図る。

c 主要観光地（温泉）

- ・別所温泉や丸子温泉郷周辺については、広域的な来訪者に対応した機能の充実を図る。

d 主要観光地（歴史・文化）

- ・上田城跡や塩田平、信州国際音楽村などについては、広域的な来訪者に対応した機能の充実を推進するとともに、良好な景観形成の維持・保全・修復を図る。

e 主要工業地

- ・上田リサーチパークや神の倉工業団地などの主要な工業地については、上小圏域の工業・開発拠点として、周辺環境との調和に配慮しつつ、産業振興に寄与する機能の立地を誘導するとともに、土地利用の高度化を図る。

f 主要な文教地

- ・長野大学、上田短期大学、長野県工科短期大学校周辺などについては、上小圏域の研究拠点にふさわしい環境形成を図る。

g 主要な公園・緑地

- ・市民の森公園や塩田運動公園などについては、広域防災やレクリエーションにふさわしい空間形成を図る。

h 主要河川等

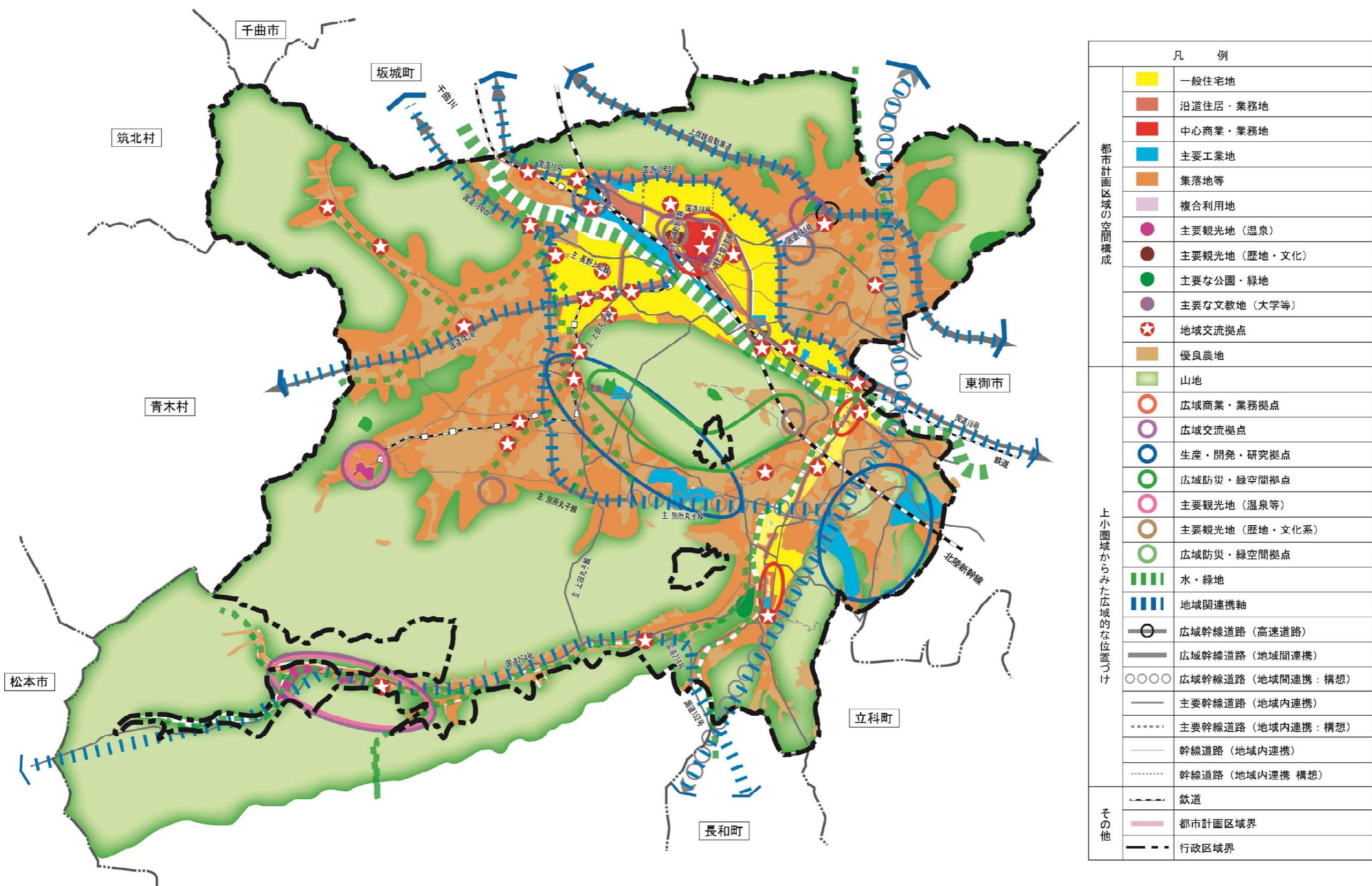
- ・浦野川、矢出沢川などについては、水辺空間におけるアメニティ機能に配慮した計画を進める。

(イ) 農業・里山エリア

a 優良農地・里山

- ・農業生産の安定をめざし、優良農地など農業基盤の維持に努め、生活環境基盤整備を図る。
- ・都市居住者にとって身近な自然環境としての魅力を高めるほか、田園居住空間・景観を保全しつつ、地域住民と来訪者がふれあえる空間の形成を進める。

都市構造図（上田都市計画区域）



4. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

(1) 区域区分の決定の有無

本都市計画区域においては、区域区分を定めない。

なお、区域区分を定めないとした根拠は、次のとおりである。

ア 県による県下同一基準での判断結果

県では、人口の動向、土地利用状況等に着目し、県下同一基準に基づいて、本区域における区域区分の必要性を低いと判断した。その概要は以下のとおりである。

- ・市街地内人口は増加傾向にあるが、市街地外人口は減少しており、また、市街地外での農地転用率は県平均値よりも低いものとなっていることから、市街地外への宅地化の拡散抑制の必要性は低い。
- ・人口の伸び率は全体として減少傾向にあり、さらに、第2次第3次産業従業者数は県平均の伸び率よりも低いことから、市街地拡大の可能性は低い。
- ・市街地内の都市的土地区画整理事業率は県平均値より高くなっているが、市街地の道路面積率は宅地として望ましい標準的な目安を下回っているため、計画的な市街地整備の必要性は高い。

イ 地域特性を考慮した区域区分の検討

本区域の市街地外におけるまとまりのある優良農地や森林等は、農業振興地域の整備に関する法律に定められた農用地区域、森林法に定められた地域森林計画対象民有林、保安林指定などの他法令によって指定されているとともに、「上田市環境基本条例」「開発事業の規制に関する条例」、「上田市景観条例」等によって規制・誘導されている。

また、都市計画制度による土地の利用規制・誘導を進めるとともに、用途地域を市街地整備の中心として位置付け、周囲の田園との土地利用の区分を明確にしながら、計画的な土地利用を推進している。今後も、これらの方策を継続し、自然と調和したまちづくりを進める方針であることから、急激かつ無秩序な市街化は進行しないものと考えられる。

一方、区域区分制度の導入については、その必要性や効果、規制内容などについて十分な説明と議論、さらに、地域住民の合意形成が不可欠である。

ウ 区域区分以外の各種都市計画手法の適用を前提として「区域区分」は行わない

本区域は、アでは区域区分の必要性が低いと判断され、さらに、イに示す地域特性や人口動向を踏まえると、今後、急激な市街地の拡大は考えにくいと判断される。

このため、当面は区域区分制度以外の都市計画手法による土地利用規制・誘導を進め、必要な都市基盤の整備、充実を図るとともに、優良農地や農村環境の保全など周辺環境と調和した計画的な土地利用を図ることが適切である。

ただし、区域区分制度は開発許可制度と連動して、良好な居住環境や農村環境を形成するためには、効果的かつ体系化された法制度であることから、その活用に向けて継続的な検討及び地域への働きかけを行うものとする。

このような本区域の状況と考え方を踏まえて、以下のような方針とする。

本区域は、今後、他の法令との適切な連携のもとで、各種都市計画手法、建築基準法に基づく制度の活用等により、計画的な土地利用の実現を前提として、当面、区域区分を定めない。

なお、市街地が行政区域を越えて連担している本区域では、実質的な一体の都市としての都市計画区域を検討し、一体の都市としての区域区分の有無について検討する必要がある。

(参考)

「区域区分」とは

「区域区分」とは、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を、優先的、計画的に市街化を図る「市街化区域」と市街化を抑制する「市街化調整区域」とに区分することで、一般に「線引き」といわれている。

「区域区分」を「する」か「しない」かは県が判断

平成12年5月の改正以前の都市計画法では、「区域区分」を「する」か「しない」かは国が法律によって定め、当分の間、一定の条件を満たす都市計画区域を対象として、限定的に実施されてきた。しかし、高度成長期の「都市化社会」から安定・成熟した「都市型社会」への移行など、近年の社会経済情勢の大きな変化を踏まえ、平成12年5月の都市計画法の改正により、「区域区分」については、広域的な観点から県が、地域の状況に応じて区域毎に判断することとなった。

(2) 区域区分の方針

前項で記述のとおり本区域では区域区分は行わないため、本項目に対する記述は要しないが、都市づくりの基本理念に基づき、計画的なまちづくりの実現に向け、今後的人口規模について以下のとおり参考表記する。

ア おおむねの人口

本区域の将来におけるおおむねの人口を、つぎのとおり想定する。

区分	年次	平成 17 年 (基準年)	平成 27 年 (中間年)	平成 32 年 (目標年)
都市計画区域内人口		148.2 千人	おおむね 141.3 千人	おおむね 136.7 千人

※平成 17 年の基準人口は、「国勢調査の小地域人口」を用いて、都市計画区域内の人口を算出。

平成 27 年及び平成 32 年欄の都市計画区域内人口は、平成 22 年の都市計画区域人口を基に、平成 25 年 3 月の国立社会保障・人口問題研究所の推計人口で出された仮定値による生残率及び移動率を用いてコートホート要因法により算定。

5. 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

ア 都市計画区域の方針

本市は、市街地、農村、山林、自然公園地域などが一体となって形成されている。これらの地域特性を活かしながら、自然環境や歴史・文化資源などの地域資源の活用や保全、市街地の拡散の抑制と適正な誘導による生活環境の形成などを進めていくためには、全市が一体となった都市づくりを行うことが必要である。

このため、都市計画区域外である真田地域及び武石地域について、都市計画区域の指定について検討を行うこととする。

イ 主要用途の配置の方針

(ア) 住宅地

- ・地域の特性を十分に勘案しながら、良好な居住環境の維持・創出・改善を図る。
- ・既成市街地においては、高質な居住機能を有する住宅地の展開を図るために、居住環境の改善を図りつつ、適正な土地利用を誘導する。
- ・中心市街地を含む旧市街地においては、面的整備や都市施設整備に併せ、居住環境の改善を図り、まちなか居住を誘導し、居住人口の増加に努める。
- ・一般国道18号及び一般国道18号バイパス沿道などにおいては、既に集積している商業・サービス施設との共存が図られるよう、良好な居住環境の創出を図る。
- ・丸子地域などの市街地郊外から中山間地域に形成されている住宅地においては、優良農地の保全や地域コミュニティの維持に配慮しながら、自然環境と調和したゆとりある居住環境の形成を図る。

(イ) 商業・業務地

- ・中心市街地の中核となる地域商業・業務拠点の形成、また、幹線道路整備に伴う沿道ポテンシャルの向上を見据えた生活利便性の向上を目的に、用途地域の指定に応じた誘導を行う。
- ・中心市街地では、上田駅を核として、歴史・文化資源との連携を考慮しながら、面的整備や都市施設整備を積極的に進め、様々な都市機能の集積、交通結節点としての機能の強化、まちなか居住の誘導を図ることにより、活力とにぎわいのある空間の形成を目指す。
- ・幹線道路の沿道においては、沿道立地施設の適切な規制・誘導を行いながら、魅力ある沿道型商業地の形成を図るとともに、土地利用の混在の解消を積極的に進める。
- ・卸団地については、新たな商業展開の可能性を検討していく。
- ・地域自治センター周辺の既存商業地を対象に、魅力ある商業空間や公共空間を形成するとともに、来訪者などの回遊を促す環境整備を進める。

(ウ) 工業地

- ・上田リサーチパーク周辺では事業所や研究施設の機能充実と強化を図るとともに、大学や企業等との連携・交流エリアの形成を図る。
- ・主要な工業地については、広域的な工業・開発拠点として周辺環境に配慮しつつ、土地利用の高度化を図るとともに、産業発展に寄与する工業・研究系の機能の立地を誘導する。
- ・既存の工業地の再編や新たな展開等を目的に、用途地域に応じた都市機能の立地を誘導する。

ウ 土地利用の方針

(ア) 土地の高度利用に関する方針

- ・本都市計画区域においては、土地の高度利用を促進する区域を新たに指定する予定はないが、中心市街地においては、遊休地などの効率的な土地の高度利用を図ることにより、都市機能の集積やまちなか居住を推進する。
- ・歴史・文化資源が身近に感じられる都市空間づくりに向けて、景観計画に基づき土地の高度利用の制限を図る。

(イ) 用途転換、用途純化又は用途複合化に関する方針

- ・中心市街地における商業・工業系の用途地域内では、商業・工業系施設が減少する一方で、戸建住宅や集合住宅の増加が見られる。これらの地域においては、今後の土地利用のあり方やまちなか居住の推進、良好な居住環境の形成などの観点から検討を行い、用途地域の見直しなど適切な土地利用規制を行う。
- ・用途地域内における用途の混在を解消し、土地利用の純化を推進する。

(ウ) 居住環境の改善又は維持に関する方針

- ・既成市街地や集落地などで、木造建築物の密集や狭小宅地が多く見られ、防災上、また良好な居住環境の形成上問題のある地区については、地区的状況に応じた地区計画の策定や都市基盤の整備を進め、古い街並みなどにも配慮しながら、安全でゆとりある居住環境の形成に努める。
- ・防災機能や防犯性に配慮した道路空間の拡充、公園などオープンスペースによる防災性の向上に配慮した市街地整備を進め、誰もが安全で安心して暮らすことのできるまちづくりに努める。
- ・用途地域内外で多く見られる空き家など既存ストックの有効活用について検討を進める。

(エ) 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

- ・良好な都市環境の創出及び維持・増進を図るため、景観計画の活用や地区計画の適用を推進する。

- ・一般国道18号近傍の古里、常入地区など貴重な緑空間の保全を図る必要がある区域については、自然環境の保全や土砂災害防止などの面からも、地域や市民との協働により積極的に保全していく。

(才) 優良な農地との健全な調和に関する方針

- ・「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農用地区域は、本区域の農業生産基盤として欠くことのできない資源であり、産業の一翼を担っている。そのため、「農業振興地域の整備に関する法律」による「長野県農業振興地域整備基本方針」に基づき取り組み、及び「農地法」の適切な運用を通じ、今後ともその保全を図る。
- ・優良農地については、農業環境整備を促進し、生産基盤の維持に努める。
- ・既存集落については、周辺の農業環境との調和・共存に配慮しながら、生活環境基盤整備を進め、居住環境の向上と集落コミュニティの維持を図る。

(カ) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・土砂災害から住民の生命を守るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害特別警戒区域内の特定開発行為を抑制する。また、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地崩壊防止法により、指定された区域内においては、土地の形質変更等、土砂災害を誘発する行為を制限する。

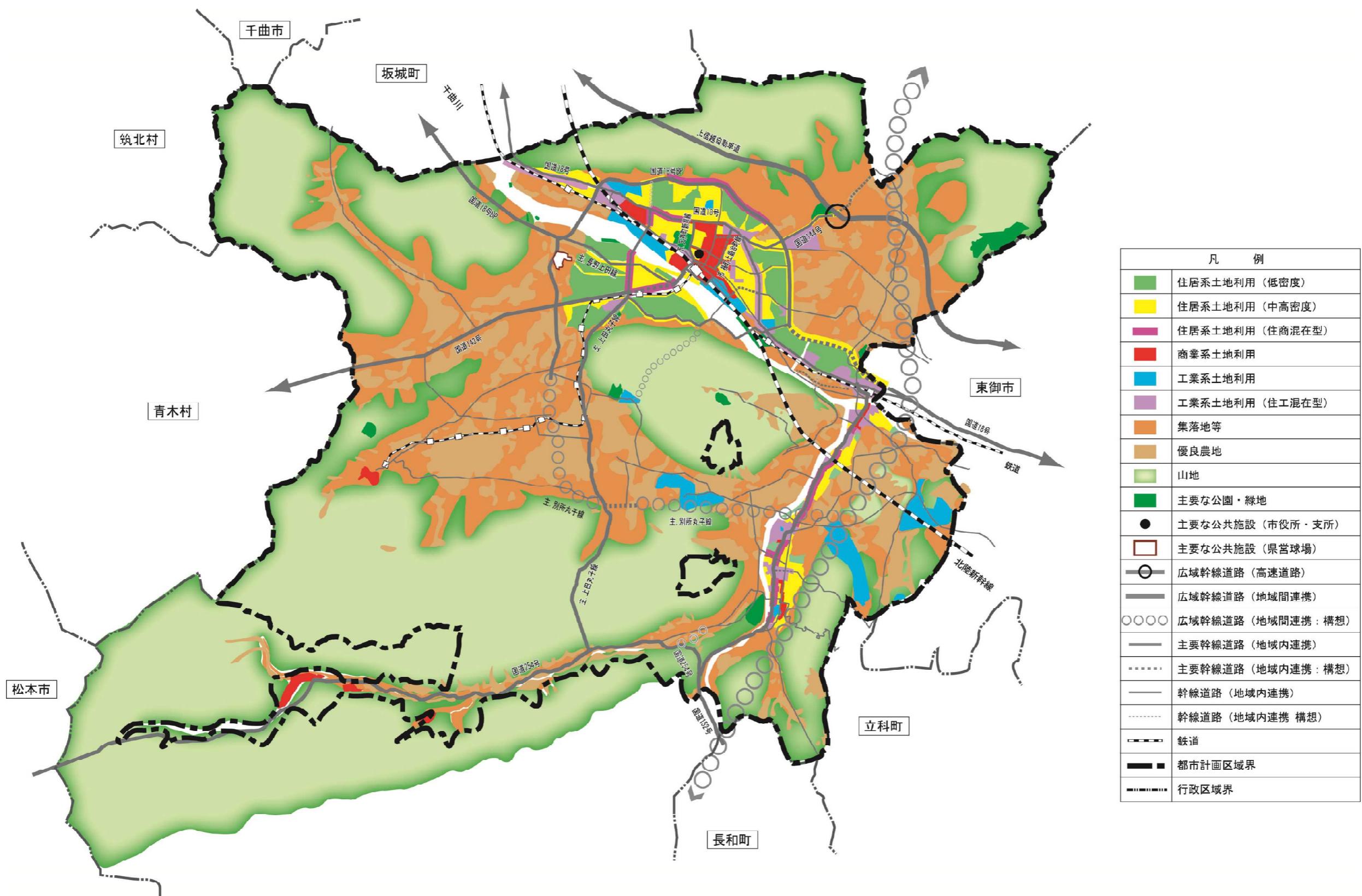
(キ) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

- ・森林地域や農業地域については、森林法による保安林の指定や農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の指定等により、地域の保全を図る。
- ・上田市のふるさとの魅力を高める美しい自然環境と風格ある都市景観について、景観計画に基づき、市民と行政の協働により保全に努める。

(ク) 計画的な都市的土地区画整理事業の実現に関する方針

- ・用途地域と実際の土地利用に乖離が生じている地区については、今後の土地利用のあり方や地域特性を踏まえながら、用途地域の見直しなど適切な土地利用規制や誘導を行う。
- ・自然環境と調和したゆとりある良好な居住環境を図る地域については、関係機関と調整を図りながら、用途地域の指定を検討する。
- ・幹線道路近傍等、無秩序な市街化が進行するおそれがある区域については、地域住民との合意形成のもとで、関係機関と調整を図りながら特定用途制限地域や地区計画等の適用を進める。

将来土地利用構想図（上田都市計画区域）



(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

ア 交通施設の都市計画の決定の方針

(ア) 基本方針

産業や観光振興、都市間交流に資する広域交通、また、広域交通を支え都市の骨格を成す交通ネットワークの形成を促進するとともに、超高齢社会に対応し、地球温暖化防止に寄与する低炭素社会の実現に向けて、環境負荷が小さく、人や環境にやさしい交通体系の構築を目指す。

(イ) 交通体系の整備の方針

a 現状と課題

本区域の道路網は、上信越自動車道上田菅平 IC や一般国道 18 号バイパス、一般国道 254 号を中心とする広域的な道路網や、一般国道 143 号バイパス、主要地方道上田丸子線などの都市環状道路を骨格とする地域道路網の整備が進められてきたが、これらを含め、市内の幹線道路や生活道路は未整備区間が多く残っている状況にある。

また、公共交通は、北陸新幹線上田駅を中心に、しなの鉄道及び上田電鉄別所線並びに路線バスが相互に結節することで形成されているが、乗り換えや運行形態等の面で利便性は高い状況ではない。

さらに、中心市街地においては、歩行者等の環境整備が進められているが、一層のゆとりある歩道整備が求められている。

b 整備方針

交通の結節点である上田駅を中心に、利用者が高い利便性を享受できるよう交通結節機能の充実や交通機関相互の連携強化並びに運行形態の改善の促進などにより、総合的な交通体系の構築を図る。

上田広域の中で提唱されている、上田地域 30 分（サンマル）交通圏※の確立を目標に、広域幹線道路及び主要幹線道路との一体的な整備を図り、広域幹線道路と接続する主要な環状道路や放射道路の整備を進めるとともに、地域間や拠点を連携する幹線道路の強化を図る。また、道路整備においては、騒音防止など沿道の住環境にも配慮しながら整備を推進する。

通学路や公共施設の周辺では歩道整備やバリアフリー化を進めるとともに、電線類地中化などを推進し、まちなみ景観や快適な歩行空間の形成を図る。また、環境負荷の軽減と歩いて暮らせるまちづくりを推進するため、誰もが安全に通行できる歩行空間の確保や自転車を安全・快適に利用できる走行空間の整備を推進する。

長期未整備となっている都市計画道路については、今後の都市構造の形成に資する道路ネットワークのあり方や路線が有すべき機能、都市防災の観点、また整備の実現性や必要性など、総合的な観点から見直しを行い、必要度の高い路線から整備を推進する。

※上田地域広域連合関係市町村の中心部から最寄りの IC までの概ね 30 分での接続と上田駅及び当該周辺主要公共施設等へも同等の時間内でアクセスするための、総合的交通体系構想。

c 整備水準の目標

交通体系については、長期的な視点に立って整備を進めることとする。

本区域における都市計画道路の整備水準については、平成 22 年度で $2.3 \text{ km}/\text{km}^2$ *であるが、おおむね 10 年後には主要幹線道路*や幹線道路*を中心に整備を完了させることを目標とする。

また、おおむね 20 年後には都市計画道路の目標水準である $3.5 \text{ km}/\text{km}^2$ に近づけるよう整備を推進する。

* 用途地域内の都市計画道路の整備済み延長／用途地域面積

* 主要幹線道路とは、地域内の連携を図る道路

* 幹線道路とは、地域内の連携を補完する道路

(ウ) 主要な施設の配置の方針

a 道 路

(a) 広域幹線道路

広域幹線道路として県外地域を含む地域間連携を推進し、環状道路としてコンパクトな市街地形成に寄与する道路を位置づけ、上小圏域の骨格として沿道環境に十分配慮しながら交通利便性の向上を図る。

- ・上信越自動車道
- ・都市計画道路 3・3・1 上田篠ノ井線（一般国道 18 号バイパス）
- ・都市計画道路 3・3・2 下之条吉田線（一般国道 143 号）
- ・都市計画道路 3・3・3 吉田富士山線（主要地方道別所丸子線、主要地方道上田丸子線）
- ・都市計画道路 3・4・10 秋和神畑線（主要地方道上田丸子線）
- ・都市計画道路 3・5・17 北天神町古吉町線（一般国道 143 号）
- ・一般国道 152 号
- ・一般国道 254 号

(b) 主要幹線道路

広域幹線道路と一体となって地域内都市活動を支援する道路を主要幹線道路と位置づけ、交通利便性の向上を図る。

- ・都市計画道路 3・4・6 下塙尻大屋線（一般国道 18 号）
- ・都市計画道路 3・3・4 諏訪部伊勢山線（一般国道 144 号、市道諏訪部川原柳線）
- ・都市計画道路 3・5・17 北天神町古吉町線（主要地方道長野上田線）
- ・都市計画道路 3・6・24 北天神町緑が丘線（市道天神町新屋線）
- ・都市計画道路 3・4・11 南天神町常田線（市道南天神町福神町線、市道熊の小路線）
- ・都市計画道路 3・4・7 上田駅川原柳線（市道横町上鍛冶町線）
- ・市道川辺町国分線

(c) 土地利用の規制や誘導を行う区域の外縁道路（上田都市環状道路）

- ・一般国道 18 号バイパス
- ・一般国道 152 号
- ・主要地方道上田丸子線の一部
- ・主要地方道別所丸子線

(d) 中心市街地の外縁道路

- ・一般国道 18 号
- ・主要地方道上田丸子線の一部
- ・市道川辺町国分線

b 公共交通

北陸新幹線、しなの鉄道、上田電鉄別所線、路線バス、タクシー等の相互連携の強化や充実を促進し、交通不便地域の解消、地域交通や日常生活の利便性の向上を図る。

c その他の施設等

効率的な交通体系の構築を目指し、主要な鉄道駅を対象に、駅前広場、駐車場、自転車駐車場、自転車走行空間の整備などを推進し、公共交通の利便性の向上を図る。

(I) 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に整備を予定する施設は、以下に示すとおりである。

交通施設名	名称等
幹線道路	都市計画道路 3・3・1 上田篠ノ井線（一般国道 18 号バイパス）
	都市計画道路 3・3・3 吉田富士山線（主要地方道別所丸子線）
	都市計画道路 3・3・4 諏訪部伊勢山線（一般国道 144 号、市道諏訪部川原柳線）
	都市計画道路 3・4・7 上田駅川原柳線（市道横町上鍛冶町線）
	都市計画道路 3・5・16 上堀大屋線（市道踏入大屋線）
	都市計画道路 3・5・17 北天神町古吉町線（主要地方道長野上田線）
	都市計画道路 3・6・26 中常田新町線（主要地方道小諸上田線）
	都市計画道路 3・6・32 芦田丸子線（市道箱畠線）
	都市計画道路 3・6・28 長瀬腰越線（市道下丸子腰越線）

イ 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

(ア) 基本方針

a 下水道及び河川の整備の方針

下水道については、生活環境の改善と河川等の公共用水域の水質等の保全を図るため、公共下水道事業等を進めている。今後とも下水道計画区域内を対象に、生活雑排水や産業排水への対応及び雨水排水の適切な処理等を一層推進する。また、長寿命化計画を策定し、計画に基づき長寿命化対策を含めた計画的な改築を行う。

河川については災害を未然に防止するため、治水機能の強化と河川環境の保全を目的に、未改修部分の整備を推進する。なお、千曲川をはじめとする浦野川、矢出沢川、内村川、依田川については、都市内における貴重な水辺空間を有しているため、景観面に配慮した整備を行い、市民の憩いの場を創出する。

b 整備水準の目標

汚水については、計画区域内の面整備の完了をめざし整備を進める。

雨水については、計画区域内の整備は完了している。

(イ) 主要な施設の配置の方針

a 下水道

上田公共下水道計画に基づき、上田処理区、南部処理区、別所温泉処理区、丸子処理区、及び西内処理区における未整備区域の整備の推進を図る。

b 河 川

河川整備計画に基づき、河川の未改修部分の整備を推進する。

(ウ) 主要な施設の整備目標

a 下水道

おおむね 10 年以内に整備することを予定する施設は、以下に示すとおりである。

区分	処理区名等
公共下水道(汚水)	上田処理区 南部処理区 別所温泉処理区 丸子処理区 西内処理区

b 河 川

おおむね 10 年以内に整備することを予定する施設は、以下に示すとおりである。

区分	河川名
一級河川	矢出沢川

ウ その他の都市施設の都市計画の決定の方針

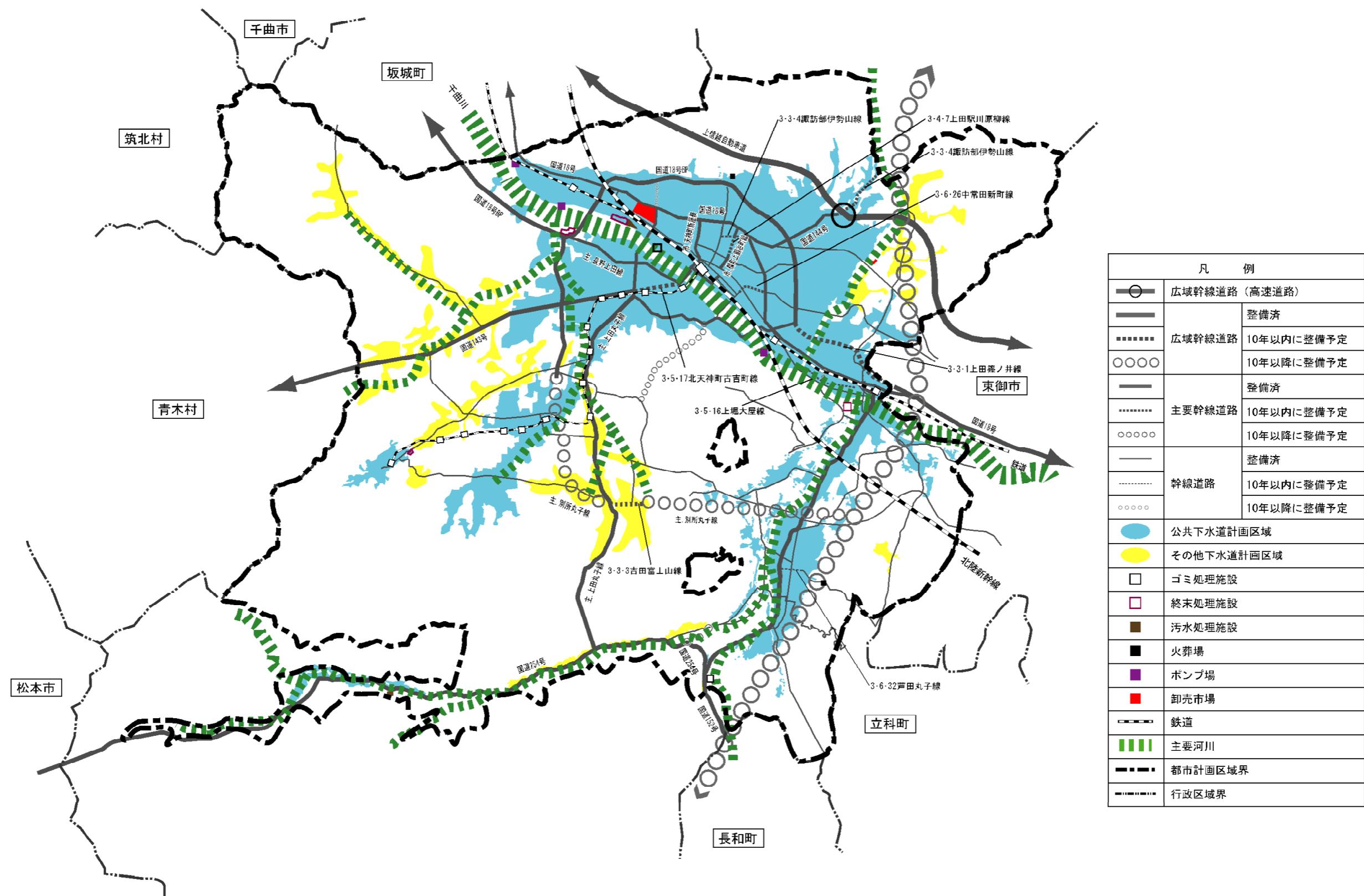
(ア) 基本方針

環境に対する負荷を少なくするため、廃棄物の削減に向けた資源循環型社会を構築し、安全・安心な生活環境の実現を図る。

(イ) 主要な施設の整備目標

広域ごみ処理施設の整備について、広域市町村と連携して推進する。

都市施設整備方針図（上田都市計画区域）



(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

ア 主要な市街地開発事業の決定の方針

本区域においては、現在、市街地開発事業の実施は予定されていないが、今後のまちなか居住の推進、都市施設の集約や再編などに併せた都市基盤整備などにおいて、市街地開発事業の実施についても検討を行っていく。

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

ア 基本方針

(ア) 自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

菅平高原と美ヶ原高原やそれに連なる山々、千曲川やその支流の河川のほか、ため池や農地など、都市計画区域だけでなく市域全体にわたって、豊かな自然環境が広がり、市民の貴重な財産となっている。

このように恵まれた自然環境は、かけがえのない資源として、後世に引き継がなければならぬものであり、これらの自然環境について生物多様性保全や、土砂災害防止、快適環境形成などの多面的機能の保全を図り、都市と自然との調和のとれた個性豊かな都市づくりを進めることが必要となっている。

(イ) 緑地の確保目標水準

おおむね 10 年後における緑地の確保目標は、以下に示すとおりである。

平成 32 年における緑地の確保目標	都市計画区域における割合
約 7,916ha	34.0%

(ウ) 住民一人あたりの公共空地の面積

おおむね 10 年後における住民 1 人あたりの公園緑地等の面積は、以下に示すとおりである。

年 次	平成 22 年	平成 32 年
都市計画区域内人口 1 人あたりの整備目標	12.4 m ²	20.0 m ²

イ 主要な緑地の配置の方針

(ア) 環境保全系統

気象緩和、水源涵養、生態系の維持など、環境保全機能に優れた緑地を保全するとともに、多くの市民が求める住みよい生活環境づくりを実現させる観点から、以下に示す配置方針を定める。

- ◆住み良い居住環境の創造に寄与する緑地を整備する
- ◆自然環境の骨格を保持し、後世に誇れる緑豊かな環境を残す
- ◆身近に豊かな緑を実感できる生活環境を創り出す
- ◆健全な循環系を支える水と緑の環境づくり
- ◆段丘地形に応じた共生の仕組みを維持し、水系を育む緑を保全する
- ◆森や農地の多面的機能の持続、活用を図る

(イ) レクリエーション系統

別所温泉、塩田平、信州国際音楽村などの自然豊かなレクリエーション資源を、多様なニーズに対応しながら、いつまでも親しまれる資源として保全する観点から、以下に示す配置方針を定める。

- ◆暮らしに密着し、回遊性に富んだ公園や緑地など緑のネットワークの形成
- ◆社会の変化と多様なニーズに応えるレクリエーション空間の提供
- ◆地域資源を活かした「上田ならでは」の魅力あるレクリエーション機能づくり
- ◆地域特性を活用し、拠点としての機能が高い緑地の整備

(ウ) 防災系統

水害や土砂崩壊、山地災害の危険箇所の分布を考慮し、以下に示す観点から防災機能に配慮した緑の配置を行う。

- ◆自然災害の拡大を抑制する緑の保全
- ◆安全に避難できるオープンスペースの確保と避難路等とのネットワークの形成
- ◆公園の防災機能強化

(エ) 景観構成系統

塩田平の里山風景、上田城跡公園等、上田の景観を特徴づけ、地域のシンボルとなる貴重な財産を保全するとともに、緑を活かした新たな景観を創出する観点から、以下に示す配置方針を定める。

- ◆上田の特色を伝え、地域固有の景観を構成する緑の保全
- ◆緑豊かな風格ある新しいまちづくり
- ◆様々な上田の緑の表情を楽しめる拠点づくり
- ◆緑豊かな景観づくりに寄与する緑地の整備
- ◆段丘地形を楽しめる眺望を活用した緑地の整備
- ◆景観に配慮した緑豊かな産業空間の形成

ウ 実現のための具体的な都市計画制度の方針

(ア) 公園緑地等の整備目標及び配置方針

公園緑地等の種別	配置の方針
街区公園	住区の人口規模に応じ、各住区に適正に配置する
近隣公園	適正な誘致圏（500m）を確保するように配置する
地区公園	適正な誘致圏（1km）を確保するように配置する
広域公園	おおむね10年以内に配置を予定するものはない
その他公園緑地等	おおむね10年以内に配置を予定するものはない

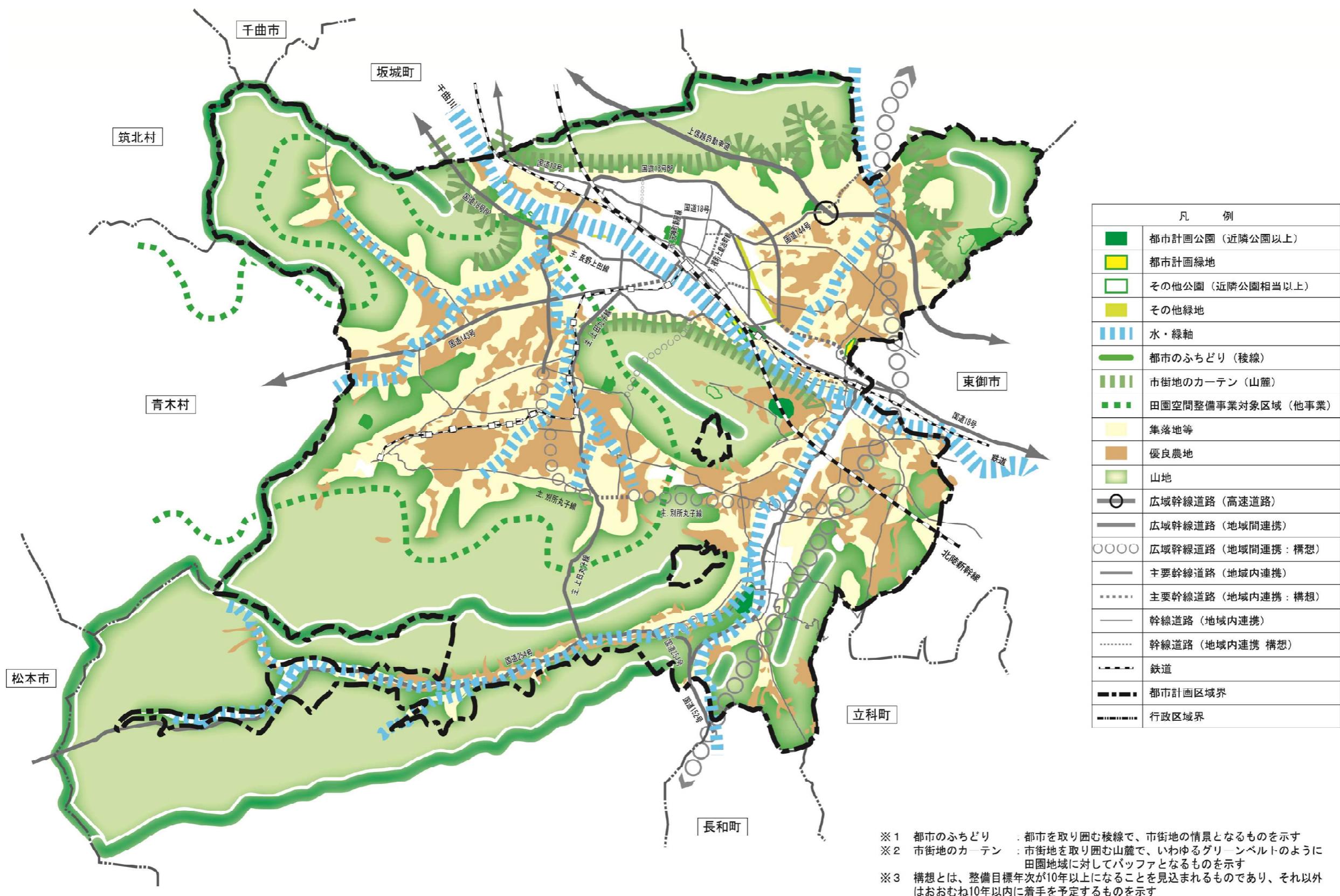
(イ) 緑地保全地区の決定目標及び決定方針

本区域の森林等で保全が必要な区域は、その多くが保安林の指定など他法令による規制が行われていることから、当面は特別緑地保全地区等の指定は行わず、これまでの規制による効果や課題を検証しつつ、良好な環境の保全に努める。

エ 主要な緑地の確保目標

計画した主要な緑地については整備済であるが、「緑の基本計画」など他計画との整合を図りながら、新たな公園等の公共空地の整備・確保目標を設定する予定である。

自然環境整備・保全方針図（上田都市計画区域）



**上田都市計画（上田市）
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針**

平成26年3月発行

○長野県上田建設事務所整備課

〒386-8555 長野県上田市材木町1-2-6
TEL 0268-257165
FAX 0268-230550
E-mail ueken-seibi@pref.nagano.lg.jp

○長野県建設部都市計画課

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2
TEL 026-235-7297
FAX 026-252-7315
E-mail toshikei@pref.nagano.lg.jp

この印刷物は環境保全のため、再生紙を使用しています。